

新型コロナウィルスに関する情報提供依頼について（R2.4.1）

名古屋地裁人事課能率係

庁舎内における職員や来庁者等に対する感染拡大防止のため、当分の間、名古屋三庁（支部、独立簡裁を含む。）の間において、新型コロナウィルスに感染した職員、事件関係者等についての情報収集を行い、現状把握をすることとしますので、下記1、2のとおり情報提供してください。

なお、職員に対しては、対象情報に係る事実が発生した場合には速やかに各部課室の管理職員に申し出るように周知してください。

第1 勤務時間中の対応

1 職員関係

(1) 対象となる職員の範囲

新型コロナウィルスに感染又は感染の疑いがある裁判所職員（裁判官、執行官、非常勤職員を含む。）。以下の者についても、同様の取扱いとする（以下「職員等」という。）。

- ア 調停官
- イ 専門委員
- ウ 鑑定委員
- エ 調停委員
- オ 司法委員・参与員
- カ 労働審判員
- キ カウンセラー
- ク 司法修習生
- ケ 檢察審査員、補充員及び審査補助員
- コ 裁判員・補充裁判員
- サ 精神保健審判員・精神保健参与員

(2) 情報収集の内容

ア 職員等が新型コロナウィルスに感染したことが判明した場合

所属、官職、氏名、休暇取得日数の見込み、裁判所内の濃厚接触者の有無、保

健所からの指示の有無とその内容（指示等がされている場合）等

イ 職員等が発熱等の風邪の症状（インフルエンザの確定診断を受けているなど、新型コロナウィルス感染症以外の病気であることが判明している場合は除く。）を理由として、休暇（特別休暇（出勤困難）、年次休暇、病気休暇）等を取得した場合

所属、官職、氏名、健康状態及び休暇取得日数の見込み等

ウ 職員等の同居家族が新型コロナウィルスに感染したことが判明した場合

所属、官職、氏名、感染した家族の続柄と病状（感染したと思われる時期、入院治療か自宅療養か）、職員の休暇取得日数の見込み、裁判所内の濃厚接触者の有無、保健所からの指示の有無とその内容（指示等がされている場合）等

(3) 情報収集の頻度

事実を把握した都度、速やかに（第2の土日休日の場合を除く。）。

(4) 情報共有のルート

ア 各連絡担当職員（※のとおり）は、上記(2)の情報を別紙様式に入力の上、人事課任用担当補佐、能率係（係長及び係員）及び総務課庶務担当補佐に速やかにメールにより連絡する。

※ 連絡担当職員

民事部（立会）：訟廷管理官及び訟廷副管理官

民事部（執行）：訟廷主任書記官及び総括主任書記官

刑事部：訟廷管理官及び裁判員調整官

名古屋簡裁：庶務課長及び訟廷管理官

事務局（検察審査会を含む。）：事務局課長、事務局課長補佐及び名一検審・

名二検審局長

支部：庶務課長及び簡裁庶務課長（半田支部は、半田検審局長）

独立簡裁：庶務課長

イ 連絡を受けた人事課担当職員は、高裁人事課に対し、情報提供を行う。

ウ 人事課担当職員は、名古屋高裁から名古屋三庁の職員等に対する情報提供及び注意喚起等を受けた場合には、必要な範囲で上記第1の1の(4)のアに記載の連絡担当職員に情報提供及び注意喚起等を行う。

第2 土日休日の対応

- ※ 職員本人又は同居家族が新型コロナウィルスに感染したことが判明した場合など、緊急を要する場合
- 1 対象となる職員の範囲
裁判所職員（裁判官、執行官、非常勤職員を含む。）
 - 2 情報収集の内容
第1の1の(2)のア又はウと同じ
 - 3 報告ルート
 - (1) 該当職員は、第1の1の(2)のア又はウの情報を速やかに所属の管理職員へ連絡する。
なお、管理職員は、予め部下職員との間で連絡方法を確認しておく。

(2) (1)により連絡を受けた管理職員は、速やかに所属の幹部職員（首席又は次席書記官、事務局課長、支部庶務課長）及び総務課（課長又は課長補佐）へ連絡する。

（総務課連絡先）

総務課長（佐々木） [REDACTED]

総務課課長補佐（庶務担当）（福川） [REDACTED]

(別紙様式)

●職員等

ア 職員等が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合

所属	官職	氏名	休暇取得日数の見込み	裁判所内の濃厚接触者の有無	保健所からの指示の有無・内容	

イ 職員等が発熱等の風邪(インフルエンザの確定診断を受けている場合等を除く)の症状を理由として休暇を取得した場合

所属	官職	氏名	休暇取得日数の見込み	健康状態等		

ウ 職員等の同居家族が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合

所属	官職	氏名	休暇取得日数の見込み	裁判所内の濃厚接触者の有無	保健所からの指示の有無・内容	感染した家族の続柄と病状(感染時期・治療方法)

(別紙様式)

(記載例)

●職員等

ア 職員等が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合

所属	官職	氏名	休暇取得日数の見込み	裁判所内の濃厚接触者の有無	保健所からの指示の有無・内容	
民事●部	書記官	●●●●	3月●日から●日間 (特別休暇(出勤困難))	有	有・自宅待機	

イ 職員等が発熱等の風邪(インフルエンザの確定診断を受けている場合等を除く)の症状を理由として休暇を取得した場合

所属	官職	氏名	休暇取得日数の見込み	健康状態等		
刑事●部	事務官	●●●●	3月●日から●日間 (病気休暇)	咳の症状、発熱		

ウ 職員等の同居家族が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合

所属	官職	氏名	休暇取得日数の見込み	裁判所内の濃厚接触者の有無	保健所からの指示の有無・内容	感染した家族の統柄と病状(感染時期・治療方法)
●●課	事務官	●●●●	3月●日から●日間 (特別休暇(出勤困難))	有	有・自宅待機	妻、発熱(○月●日頃、入院治療)